平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件 原告 斎田友雄外18名 被告 群馬県知事外1名

## 請求の趣旨の変更申立書

2009 (平成21) 年1月9日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

## 原告ら訴訟代理人

弁 護 士 福 田 寿 男 ほか41名

- 第1 原告は請求の趣旨を次のとおりに変更する。
  - 1 被告群馬県企業管理者は、八ッ場ダムに関し、次の各負担金を支出してはならない。
  - (1) 特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金
  - (2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
  - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
  - 2 被告群馬県企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を 取下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
  - 3 被告群馬県知事は、八ッ場ダムに関し、次の各負担金および繰出金を支出してはならない。
  - (1) 河川法第60条に基づくダム建設事業負担金

- (2) 群馬県企業管理者が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金
- 4 被告群馬県知事は、群馬県を代表して次の損害賠償請求をせよ。
- (1)債務者小寺弘之(平成15年9月10日から平成19年7月27日まで群 馬県知事の地位にあった者)に対し、金23億3318万1439円ならび に内金2億6939万8000円に対する平成16年9月10日から支払 済みまで、内金20億6378万3439円に対する平成21年1月10日 から支払済みまで、各年5分の割合による遅延損害金
- (2) 債務者大澤正明(平成19年7月28日から現在まで群馬県知事の地位にある者)に対し、金15億0760万0282円ならびにこれに対する平成21年1月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- (3) 債務者野口尚士(平成15年9月10日から同年12月31日までの間に おいて群馬県企業管理者の地位にあった者)に対し、金1億9486万78 10円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分 の割合による遅延損害金
- (4) 債務者関根宏一(平成16年1月1日から同年9月9日までの間において 群馬県企業管理者の地位にあった者)に対し、金7億8145万0695円 ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合 による遅延損害金
- 5 訴訟費用は被告らの負担とする。

## 第2 変更の理由

- 1 本件住民訴訟は、八ッ場ダムに関する群馬県の負担金支出の差止めを求める 訴訟であるところ、訴訟提起後も、群馬県は各負担金の支出を行い続けている。 同支出のうち、以下の各支出を行った群馬県知事個人に対する損害賠償請求 (前記請求の趣旨第4項(1)及び(2))について、その損害賠償請求額を 以下の金額のとおり変更する(平成21年1月7日付被告ら上申書参照)。
- (1)債務者小寺弘之(平成15年9月10日から平成19年7月27日まで群

馬県知事の地位にあった者) について

- ア 平成16年9月10日以前の1年間に支出された負担金及び繰出金
  - ① 河川法第60条に基づく建設事業費負担金

139万8000円

- ② 一般会計から水道事業会計への繰出金2億6800万0000円
- ③ 以上合計 2億6939万8000円
- イ 平成16年9月11日から平成19年7月27日までの間に支出され た負担金及び繰出金
  - ① 河川法第60条に基づく建設事業費負担金

17億0933万5439円

② 一般会計から水道事業会計への繰出金3億5444万8000円

- ③ 以上合計 20億6378万3439円
- ウ 以上全合計 23億3318万1439円
- (2) 債務者大澤正明(平成19年7月28日から現在まで群馬県知事の地位に ある者)について

平成19年7月28日から現在までの間に支出された負担金及び繰出金

- ① 河川法第60条に基づく建設事業費負担金
  - 14億4510万0282円
- ③ 一般会計から水道事業会計への繰出金

6250万0000円

- ③ 以上合計 15億0760万0282円
- 2 なお、群馬県企業管理者個人に対する損害賠償請求額も、本来であれば、本件住民訴訟で差止めを求めたにもかかわらず支出された負担金額については、 差止め請求から、損害賠償請求に変更すべきところであるが、各歴代企業管理者の個人責任追及が目的ではなく、群馬県にとって、八ッ場ダム建設の必要が

ないことを明らかにし、これ以上の群馬県による公金支出が行われないように することが、本件訴訟の目的であるため、あえて、損害賠償請求額の増額を求 める請求の趣旨変更はしないこととする。

以上